

一般社団法人益田市スポーツ協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人益田市スポーツ協会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を島根県益田市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、益田市におけるスポーツの振興と、市民の健康・体力づくりを図り、スポーツについての理解と関心を深め、生活文化の向上と活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 加盟団体の統轄、育成強化と相互連絡調整に関する事業。
- (2) 益田市及び島根県スポーツ協会等が行うスポーツに関する事業に協力する事業。
- (3) スポーツにかかわる講習会や研修会に関する事業。
- (4) スポーツ施設、設備の調査研究に関する事業。
- (5) スポーツの施設、設備を設置・管理・運営する事業。
- (6) スポーツ功労者の表彰に関する事業。
- (7) スポーツの普及、啓発、指導及び奨励に関する事業。
- (8) 体力向上や健康づくりに関する物品等販売や、指導者を派遣する事業。
- (9) 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 当法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 当法人の目的及び事業に賛同して入会したスポーツや健康づくりを推進する個人及び団体
- (2) 特別会員 その他、理事会で適当と認めた者
- (3) 賛助会員 当法人の事業を援助するために入会した個人及び団体

2 前項の正会員をもって、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下「一般法人法」という)上の社員とする。

(入会)

第6条 正会員として入会しようとする者は、当法人が定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 正会員は、社員総会で別に定める額の会費を当法人に納入しなければならない。

2 特別会員は、会費の納入を必要としない。

3 賛助会員は、別に定める額の会費を当法人に納入しなければならない。

4 納入された会費については、退会、除名、資格の喪失その他を理由として、これを返還しない。

(退会)

第8条 会員が当法人を退会しようとするときは、当法人が定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) 当法人の名誉ないし信用を著しく毀損したとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該社員総会の日々の1週間前までに当該会員に通知し、かつ社員総会で弁明の機会を与えなければならない。

3 会長は会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条に定める場合の他、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 精神の機能の障害により職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができなくなったとき、又は破産手続開始の決定を受けたとき。

(2) 1年以上会費を滞納したとき。

(3) 禁固以上の刑に処せられたとき。

(4) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(5) 総正会員の同意があったとき。

第4章 社員総会

(種類)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第12条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は次の事項について決議する。

- (1) 会費の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 各事業年度の事業報告及び計算書類の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 重要な財産の全部又は一部の処分
- (8) 解散及び残余財産の帰属の決定
- (9) 事業の全部又は一部の譲渡
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項
(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3か月以内に開催する。臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。
- 3 社員総会を開催するときは、日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開催日の1週間前までにこれを通知しなければならない。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、会長とする。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、正会員1名につき各1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名

- (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散及び残余財産の帰属の決定
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでのものを選任することとする。
- 4 やむを得ない理由のため、社員総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長へ提出し、議決権を有する正会員を代理人にすることにより、その議決権を行使することができる。この場合において前3項の規定の適用については社員総会に出席したものとみなす。

(決議の省略)

第19条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続を第15条第1項の理事会において定めるものとし、第16条から前条までの規定は適用しない。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名が記名押印又は署名する。
- 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。前条の規定により作成した社員総会の決議の省略の意思表示を記載した書面、第18条第4項に規定する委任状その他の代理権を証明する書面についても同様とする。

第5章 役員等

(役員を設置)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上20名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
- 3 代表理事を会長とし、理事のうち、5名以内を副会長とする。必要がある場合、専務理事および常務理事を置くことができる。
- 4 当法人の理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他

特別の関係にある者の合計数が理事総数の3分の1を超えて含まれることがあってはならない。監事についても同様とする。

(役員を選任等)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 監事は当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、当法人の業務を執行する。また、会長に事故があるとき又はかけたときは、会長があらかじめ定めた順位に従い、その職務を行う。
- 4 前項に掲げる理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で二回以上の報告をしなければならない。
- 5 専務理事または常務理事は、当法人の業務を分担執行する一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 理事又は監事については、再任を防げない。
- 5 理事又は監事が第21条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、社員総会の決議をもって定める。

2 前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することが出来る。

（取引の制限）

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

（損害賠償責任の免除）

第29条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することが出来る。

第6章 理事会

（理事会の設置）

第30条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び専務理事、常務理事の選定及び解職

（招集）

第32条 理事会は、会長が招集する。

（議長）

第33条 理事会の議長は、会長とする。

（決議）

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が当該提案について書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りではない。

- 3 理事、監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、代表理事の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。
- 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。前条第2項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第7章 部会

(部会の設置)

第36条 当法人にその目的達成のために必要な事項を調査研究するため、理事会の決議を経て、部会を置くことができる。

- 2 前項に規定するもののほか、部会について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第8章 財産及び会計

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、当該事業年度が終了するまでの間主たる事務所に備え置く。

(事業報告及び決算)

第39条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3か月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時社員総会へ提出しなければならない。このとき、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録
- 2 第1項の規定により報告又は承認された書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。
- 3 定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- 4 貸借対照表は、定時社員総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

第9章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第40条 この定款は社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第41条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（剰余金の処分制限）

第42条 当法人は、剰余金の分配をすることはできない。

（残余財産の帰属等）

第43条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

（公告）

第44条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 事務局その他

（事務局）

第45条 当法人に事務局を設置し、事務局長及び所要の職員を置く。

2 事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を得て会長が任命する。

3 事務局の組織及び内部管理に関し必要な事項は、理事会が定める。

（委任）

第46条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第12章 附則

(最初の事業年度)

第47条 第37条の規定にかかわらず、当法人の最初の事業年度は設立の日から令和3年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第48条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住所 島根県益田市下種町350番地1

設立時社員 氏名 松永 和平

住所 島根県益田市高津町口493番地14

設立時社員 氏名 杉原 泰久

(法令の準拠)

第49条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人益田市スポーツ協会を設立のため、設立時社員松永和平外1名の定款作成代理人である司法書士柳尾悦子は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和2年5月18日

設立時社員 島根県益田市下種町350番地1

松永 和平

設立時社員 島根県益田市高津町口493番地14

杉原 泰久

上記設立時社員2名の定款作成代理人

島根県益田市あけぼの西町13番地12

司法書士 柳 尾 悦 子